

經常費、金五拾圓
基本積立金、金五拾圓

救済費、金五拾圓

(一) 基本積立金ハ但右長見ヲ保管シ確実ナル銀

行ニ預入シ常ニ利殖ノ途ヲ講ズルコト

積立金收支場合ハ評議委員会ノ批准ヲ經

ルコト

(二) 救済費ハ但右救済部ニ於テノ救済費トナ

スコト

(三) 救済部ハ定款所定ノ救済ヲ行ヒ其費用ニ不

足ヲ生ジタル時ハ取有者ノ寄附ヲ以テ填補ス

經常費ハ各部之ヲ管理シ本部費用ハ各部

但右員ノ額數ヲ以テ負擔シ高利餘金ヲ生ジ

タル時ハ貯時積立金トシテ基本積立金同様確

(六) 実心銀行ニ預入シ事業發展ノ資金ニ當リテ

但右員ニシテ納入但右費ハ如何ナル場合ト雖モ

返還セズ

第十二條

本但右解散ハ總會ノ決議ニ依ルコト

以上